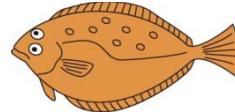


日本海北部海域ヒラメ栽培漁業広域プラン(要旨)

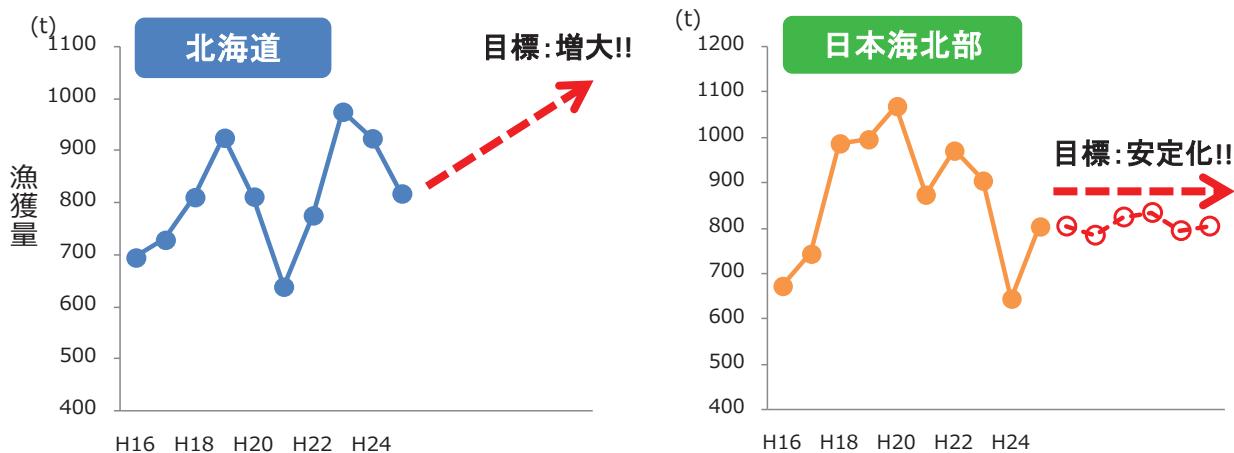
日本海北部海域栽培漁業推進協議会(平成27年3月策定)

関係道県:北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県



1.資源目標と漁獲

- 北海道は継続した種苗放流と資源管理方策の推進により漁獲量の増大を図る。
- 日本海北部5県(青森～富山)の資源・漁獲の状況は日本海北・中部海域の資源評価と類似していることから、低位・横ばいである現在の資源状況を、資源管理と種苗放流により、中位傾向にすることを資源造成目標とする。
- 日本海北部海域の漁獲については適正な資源管理を推進しつつ、漁獲量の安定化に努める。



2.親魚養成と種苗生産(放流)

【親魚養成】青森県・山形県が親魚養成の拠点施設となるべく、安定採卵、運営の方法等の検討を図りつつ、段階的に拠点化に向けて取り組む。当面は不安定時のリスク軽減のため、親魚を保有する関係道県間の採卵情報の共有化などに努め受精卵の融通を図る。

【種苗生産(放流)】放流種苗の確保について、道県間の共同体制の下で、種苗生産等の情報共有化に努め、余剰種苗の融通等の利活用に努める。

○北海道では220万尾の放流数の確保に努める。

○日本海北5県は総放流数180万尾の確保に努める。

3.適地放流の推進

適地放流効果の実証等のため、現在放流適地と考えられている河口周辺の砂浜域等に標識を施した種苗の集中放流を検討。

4.モニタリング

- ・長期的な水温上昇傾向を視野において放流技術の見直しの再検討
- ・連携した市場調査による適地放流効果の実証
- ・水研センターが開発する遺伝子情報による再生産効果の検証手法の活用を検討

5.資源管理の推進

- ・資源の維持、増大を目指すために道県の資源管理指針、漁協等の資源管理計画の遵守に努める。
- ・自主規制に示された資源管理を遵守するとともに、海域協議会を通じて他道県の資源管理状況の情報共有を図る